

下條村 定住促進住宅新增改築等補助金交付要綱

第1条(目的)

この事業は、本村の人口増加及び転出による減少を抑えるため、下條村内に定住するために住宅を新增改築等をする者に対して住宅の新增改築費の一部を補助する。

第2条(定義)

この要綱において、用いる言葉の定義は次による。

(1)定住

別荘等一時的に使用する目的又は賃貸販売等の営利目的ではなく、永住を前提として本村に住民登録し、かつその生活の本拠を本村に有すること。

(2)住宅

台所、便所、浴室及び居室を有し利用上の独立性を有する住宅で、専ら自己の居住の用に供するもの（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供していると村長が認定したものを含む。）。

(3)中古住宅

過去に人の居住の用に供されたことのある住宅で、前号の条件を満たすもの。

第3条(補助対象)

補助金の申請者は、対象となる住宅、中古住宅の登記名義人（住宅、中古住宅が未登記の場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳に登録されるべき者。）とし、以下の要件を全て満たしている場合に申請できるものとする。なお、共有名義の場合はいずれか一名の名前で申請するものとする。

(1)定住目的で下條村において住宅を新增改築する者で、次に該当する者を除く。

ア. 本拠地が村外にある者。

イ. 配偶者及び15歳未満の子があるときは、その者が村内に居住していない場合

(2)申請時の年齢が満45歳以下（夫婦の場合はどちらか一方でも可）の者。

(3)村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のないこと。

(4)補助金は一戸一件とする。

(5)下條村住宅リフォーム等補助金を受けて増改築する場合は対象としない。

(6)その他村長が必要と認める者。

第4条（補助金の額）

(1)新築補助金

建築工事費の10分の1とし、千円未満を切り捨てる。また上限は100万円とする。
ただし、中古住宅の購入に関しては、購入価格が1,000万円以上の物件の場合は上限100万円、1,000万円以下の物件については上限50万円とする。

(2)増改築補助金

建築工事費の10分の1とし、千円未満を切り捨てる。また上限は50万円とする。

(3)中古住宅購入補助金

中古住宅購入費の10分の1とし、千円未満を切り捨てる。また上限は50万円とする。
(土地購入費は含まれない)

第5条（補助申請）

補助を受けようとする者は、工事着工前に補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類等を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 建築工事請負契約書（写し）（中古住宅の場合は建物売買契約書（写し））
- (2) 建物平面図 他
- (3) 工事予定箇所の写真
- (4) 課税証明書（中古住宅の購入及び増改築する場合）

第6条（交付決定）

村長は、前条の申請書の提出がされたときは、その内容について調査、確認をした上、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第7条（計画変更の承認申請及び決定）

前条により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」）は、交付決定の通知を受けた後において、交付申請の内容を変更しようとするとき、または、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止申請書（様式第3号）を、村長に提出しなければならない。

村長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

第8条（実績報告）

補助対象者は、住宅を新築又は増改築し、建物表題登記（中古住宅を購入した場合は、所有権移転登記）が完了した後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1）建築工事代金領収書（写し）（中古住宅の場合は建物売買代金領収書（写し））
- （2）建物登記簿謄本（写し可）
- （3）住民票謄本
- （4）工事写真（着工前、着工後の全景及び内部写真）
- （5）完成建物図面 等
- （6）誓約書（様式第8号）

第9条（補助金の額の確定）

村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

第10条（補助金の請求及び交付）

前条により確定通知書を受けた者は、確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日または、交付決定のあった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

第11条（補助金の返還）

補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき助成金の全額を返還しなければならない。
- （2）住宅新增改築等補助金の対象となった住宅に、交付決定日から10年未満の間に他人への貸与・売却、転居、転出又は取壊し等の理由により居住しなくなったとき住宅新增改築等補助金について、次に定める金額（算出した金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする）を村へ返還しなければならない。

（様式第8号）

交付決定日からの年数	返還額
1年以内	補助額の100分の100
1年以上2年以内	補助額の100分の90
2年以上3年以内	補助額の100分の80
3年以上4年以内	補助額の100分の70
4年以上5年以内	補助額の100分の60
5年以上6年以内	補助額の100分の50
6年以上7年以内	補助額の100分の40
7年以上8年以内	補助額の100分の30
8年以上9年以内	補助額の100分の20
9年以上10年以内	補助額の100分の10
10年以上	返還なし

第12条（補則）

要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附則（施行期日）

この要綱は平成24年4月1日から施行し、同日以降、当該年度の3月31日までに完成した工事の申請に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。